

三重県建築行政マネジメント計画



平成 23年 3月

三重県建築行政マネジメント推進協議会

目 次

はじめに	
1 三重県建築行政マネジメント計画の策定について.....	2
実施方策	
1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保.....	3
2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底.....	4
3 違反建築物等への対策の徹底.....	5
4 建築物および建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保.....	6
5 事故・災害時の対応.....	8
6 消費者への対応.....	9
7 執行業務体制の整備.....	10
計画目標.....	11
(参考)「三重県円滑な建築確認手続き等に係る推進計画」.....	12

はじめに

1 三重県建築行政マネジメント計画の策定について

1. 趣旨

建築確認手続き等の運用改善については、平成22年3月29日に建築基準法施行規則の一部を改正する省令及び関係告示が公布されたところです。一方、平成10年の建築基準法改正以降、建築確認検査業務が民間機関に開放され、確認・検査体制の充実が図られるとともに、「三重県建築物安全安心実施計画」(第1次～3次)、「三重県既存建築物安全安心推進計画」により、建築基準法の実効性を高める取組を進め、完了検査率の大幅な向上、定期報告率及び維持管理適合率の向上等、一定の成果を見たところです。

今後、今回の運用改善も踏まえ、円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するための更なる取組が求められており、関係機関と連携して、目標及び目標値を設定するとともに、講じる施策を明確にし、当該施策に重点的に取り組み、その結果を検証することが必要となっています。

このため、ここに「三重県建築行政マネジメント計画」(以下「マネジメント計画」という。)を定め、取組を進めることとします。

2. 策定主体

三重県及び三重県内の特定行政庁で構成される「三重県建築行政マネジメント推進協議会」とします。

3. 計画期間

平成23年度から26年度までの4年間とします。

4. 対象範囲

マネジメント計画は、建築基準法、建築士法、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とします。

5. 目標達成状況の把握と公表

各施策の目標値の達成状況について、原則、毎年度末にとりまとめを行い、検証するとともに、当該目標値の達成状況を県のホームページ等で公表することとします。

6. 実施施策の見直しと継続的改善

目標達成状況を踏まえて、適宜、具体的に取り組むべき施策の見直しを行うとともに、計画期間中であっても、必要に応じてマネジメント計画の見直しを行うなど、継続的な改善を図ることとします。

実施方策

1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

1. 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについては、各特定行政庁及び指定確認検査機関毎に策定されている「円滑な建築確認手続き等に係る推進計画」により取り組みます。

2. 中間検査・完了検査の徹底

- (1) 特定行政庁は、中間検査及び完了検査が適確に行われるよう、検査申請時期の周知及び申請を行わない者に対する報告徴収又は督促等の必要な措置を定め、実施します。
- (2) 指定確認検査機関は、中間検査及び完了検査が適確に行われるよう、申請者に対し、申請時期等の周知に努めます。
- (3) 特定行政庁は、中間検査制度について、建築物の施工状況を検証し、制度の新設、継続又は範囲の拡大等について検討します。

3. 工事監理業務の適正化とその徹底

- (1) 工事監理経過報告及び工事監理の受託内容書面交付等の徹底
県は、建築関係団体が主催する各種講習会において、建築士法により建築士事務所が有する責務について周知するとともに、建築士及び建築主双方の責任の所在を明確化し、建築物の質の向上を図ります。
- (2) 工事監理状況のチェックの徹底
特定行政庁及び指定確認検査機関は、各種申請時において工事監理実施の確認、建築主への報告履行の確認又は工事監理を行っていない場合の適切な対応等の必要な事項を定め、工事監理が適正に行われるよう指導又は助言を行います。

～検査特例^{※1}を適用する方へ～

完了検査申請には、適切に工事監理された工事写真の添付と第四面の記載が必要です

※1 建築基準法第6条の4による添付図書等の省略です。(詳しくは裏面をご覧ください)

① 工事写真

●写真の撮り方は？

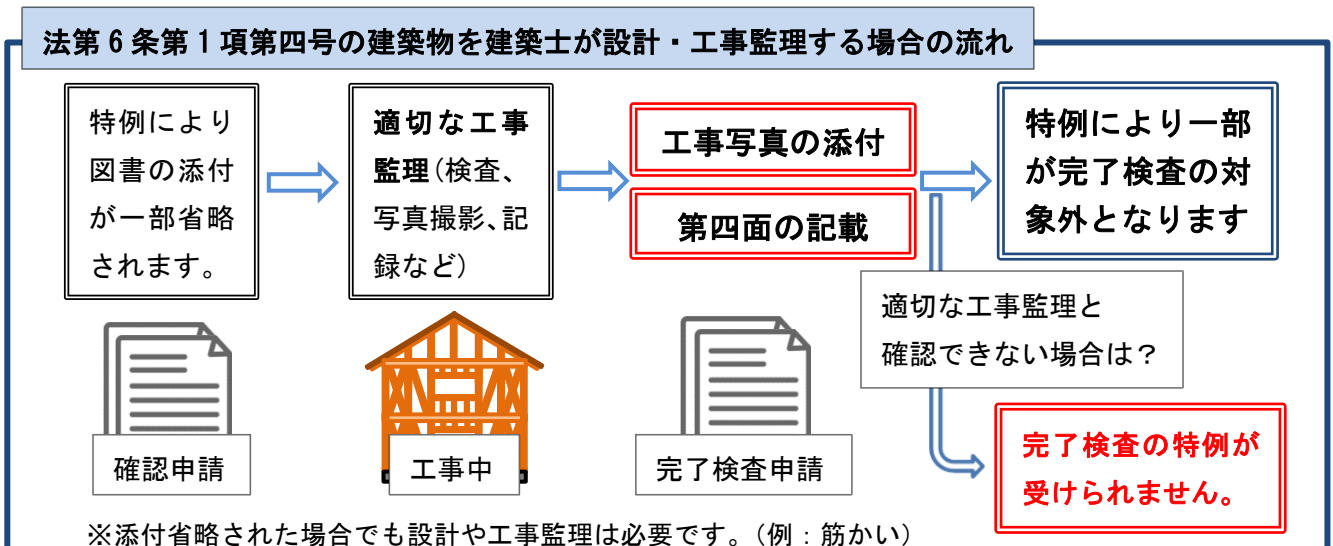
- ・ 監理者が監理したことがわかる(監理者、黒板等を写すなど)ように撮影してください。
- ・ 下表の各工程で、工事写真の内容に応じて2～4枚程度は添付してください。
- ・ 提出は工事写真提出参考様式をご活用ください。(詳しくは裏面をご覧ください)

工 程	工 事 写 真 の 内 容
①基礎の配筋の工事終了時 (RC造の基礎の場合に限る)	<input type="checkbox"/> 基礎配筋後の全景 <input type="checkbox"/> 底盤及び一般箇所(形状寸法・鉄筋径・本数・ピッチ、かぶり等)
②構造耐力上主要な軸組 若しくは耐力壁の工事終了時	<input type="checkbox"/> 柱、筋かい、耐力壁の全景 <input type="checkbox"/> 柱、梁及び桁の部材寸法、位置、仕口・継手の状況 <input type="checkbox"/> 土台、床組、火打材、アンカーボルト等の部材寸法、取付状況 <input type="checkbox"/> 筋かい・耐力壁の部材寸法、位置、仕口の状況
③屋根の小屋組の工事終了時	<input type="checkbox"/> 小屋組の全景 <input type="checkbox"/> 小屋組の部材寸法、接合金物などの取付状況

② 申請書第四面

●どのように記載すればいいの？

- ・ 監理内容がわかるように、なるべく詳細(記載例を参照)に記載してください。(詳しくは裏面をご覧ください)



Q & A

Q 完了検査の特例とは？

A 建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物で、建築士が設計図書を作成し、建築士である工事監理者の責任において、設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、同法に基づく完了検査において、筋かいや仕口金物の確認など検査の一部が省略できる特例があります。

Q 完了検査の特例を受けるためには何が必要ですか？

A 建築基準法施行規則第4条の15の規定により完了検査申請書第四面の工事監理の状況の報告等とともに、規則第4条（第4条の4の2において準用する場合を含む）の規定される3つの工程の終了時における工事写真を添付する必要があります。

Q 工事写真はどのように撮影すればよいですか？

A 工事名、撮影年月日、工程名及び撮影部位等を表示した小黒板等を入れ、できる限り工事監理者が確認中の状況を撮影してください。なお、工事監理者自ら撮影を行った場合、又は写真、報告などにより確認を行った場合など工事監理者が写真に写っていない場合には、写真提出用紙に工事監理者の記名及び押印を行ってください。

Q 工事監理者を入れて写真を撮影する必要があるのですか？

A 完了検査の特例を受けるためには、法第7条の5の規定より建築士である工事監理者によって、設計図書のとおり実施されたことが確認されたことが必要であるため、それを確認する方法の1つとして願っています。

Q 写真の添付がない場合や、完了検査申請書第四面（工事監理の状況）の記載が不十分な場合に完了検査はどうなりますか？

A 工事監理者に監理状況について聞き取りや報告を求めますが、最終的に工事監理者よって設計図書のとおり実施されたことが確認されていないと判断した場合には、検査において特例が適用されません。この場合は特例なしとして検査する必要があるため、建築確認申請時に添付を省略した全ての設計図書の提出に加えて、工事に係る書類等の検査を受けていただく必要があります。

Q 完了検査の特例が適用されない場合の工事に係る書類等の検査とは？

A 鉄筋・木材・仕口金物等の品質証明、コンクリートの強度試験結果報告書、防火設備の認定証、設備機器の性能表 等があります。

Q 完了検査申請書第四面はどのように記載すればよいですか？

A 各工事項目の監理内容がわかるように、また、照合方法では照合した日付を記載するなど、記載例にならい、なるべく詳細に、具体的に工事監理の状況を記載してください。

Q 工事監理を実施するために参考となる図書はありますか？

A 以下の資料等を参考に、適正な工事監理に努めてください。

・工事監理ガイドライン（平成21年9月1日 国土交通省 策定）

URL https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000019.html

・建築構造審査・検査要領 -実務編 検査マニュアル- 2012年版

（日本建築行政会議 編集）

一般財団法人 建築行政情報センターにて取り扱っています。

—お問い合わせ先—

三重県 県土整備部 建築開発課

TEL 059-224-2709

工事完了検査申請書チェックリスト(申請者用)

工事完了検査申請書提出時の自己チェックにご活用ください。

1. 完了検査申請書第一面～第三面の記載について

- 必要事項が全て記載されているか。
- 記載内容が、建築確認申請書と相違ないか。
- 変更の有無について確認し、軽微な変更がある場合、変更事項が第三面に記載しているか。
また、図面等の変更事項の適法性を確認できる資料を添付しているか。
- ※完了検査申請書の申請日は、工事完了日以降の日付となっているか。(法第7条第1項)
- ※完了検査申請日は、工事完了後4日以内の日付となっているか。(法第7条第2項)
※指定確認検査機関に完了検査を依頼する場合は、工事完了後4日以内までに依頼しているか。

2. 完了検査申請書第四面の記載について (工事監理の状況【参考様式】参照)

- 当該建築物に必要な事項について、漏れなく記載しているか。
- 当該建築物に不要な事項について、誤って記載していないか。
- 確認を行った部位、材料に不足はないか。
- 確認を行った部位、材料で、不要な部位、材料について、誤って記載していないか。
- 照合を行った設計図書は、適切か。
- 照合方法が、具体的に記載しており、内容が適切か。
- 照合結果が、「適」であるか。
- 照合結果が、「不適」の場合は、建築主に対して行った報告内容等を記載しているか。

3. 工事写真について (工事写真提出参考様式参照)

- 必要な工程の写真を添付しているか。
 基礎配筋工事終了時 軸組工事終了時 小屋組工事終了時
- 各工程のチェックに必要な部位を撮影した写真を添付しているか。
- 写真に工事名、撮影年月日、工程名及び撮影部位を表示した小黒板を入れて撮影しているか。
- 写真に工事監理者の確認中の状況を入れて撮影しているか。なお、工事監理者自らが撮影した場合又は写真、報告により確認を行った場合等は、工事監理者の記名、押印をしているか。
- 工事監理者が、撮影箇所を把握しているか。

◆ 検査の特例の適用確認 ◆

- 工事監理者が、必要な資格をもった建築士であるか。
- 第四面が適切に記載されているか。
- 必要な工事写真が添付されているか。

建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物で、建築士が設計図書を作成し、建築士である工事監理者によって、設計図書のとおりを実施されたことが確認されたものは、完了検査において、工事に係る書類等の検査が不要になる特例があります。

しかし、工事写真の添付がない場合や、完了検査申請書第四面(工事監理の状況)の記載が不十分など、工事監理が適切に行われていないと判断されるものについては、検査の特例が適用されないため、建築基準法関係規定に適合することを確認するために必要な全ての設計図書の提出(施行規則第4条の15)に加えて、工事に係る書類等の検査を実施する必要があります。

従って、検査機関においては、検査の特例の適用にあたって、工事監理が適切に実施されていたかどうかを完了検査申請書や工事写真等で十分チェックする必要があります。